週刊
明るい小矢部
赤旗 読者通信 改題
2023. 3. 26
通巻No.1598
日本共産党
小矢部市委員会
市内七社 245
Tel 67-4322
Fax 67-4842

何でもご相談を

市議会議員
上田由美子
☎ 68−2106
Fax 68−2146

参議院議員
井上さとし

前衆院議員
藤野保史

禁無断転載
複写配布

3月議会　上田由美子市議の一般質問②

パートナーシップ宣誓制度

県が受領証で2人の関係を証明

【上田市議】富山県パートナーシップ宣誓制度が、今年(2023年)3月1日から開始されました。パートナーシップ宣誓とは、お互いをかけがえのないパートナーであることを約束する二人が、知事に対し、パートナーと共同して、パートナーシップにあることを宣言するものです。県は、お二人の関係性を証明する「受領証」を交付します。

【上田市議】金融機関では、住宅ローンにおいて、配偶者の定義にパートナーを含めることとしています。小矢部市の金融機関ではどうなっていますか。

【民生部長】富山銀行や北陸銀行の市内支店では住宅ローンにおける配偶者の定義にパートナーを含めている。この利用には一定の条件があるので個別に相談してもらいたいとのことだった。

病院、金融機関で利用はできる?

受領証を示すと、公営住宅等の入居申込や公立病院等での面会の際に利用できます。近隣では、砺波市民病院や高岡市民病院、富山県済生会高岡病院で利用できます。北陸中央病院では利用できますか。

【民生部長】この受領証で家族と同様の扱いを受けられる医療機関は県のホームページに出ているが、北陸中央病院は掲載されていない。市が北陸中央病院に問い合わせたところ、現在詳細について検討中とのことであった。

人権尊重へ普及啓発を

【上田市議】性的少数の人及び事実婚の人の人権尊重のために、この制度が普及するよう働きかけることを求めます。

【民生部長】これは多様な人権尊重をめざす制度であり、本市でも市営住宅の入居資格における同居親族としての扱いを行うなど、この制度の趣旨をふまえ対応している。本制度の理解促進の場として今後、今月20日に予定されている県主催のシンポジウムの周知や関係機関などへの働きかけを通して普及啓発に協力していきたい。

消費税インボイス制度

消費税の免税事業者が道の駅の売り場から排除されないか

【上田市議】昨年12月議会で総務部長は、小矢部市と取引する売上1千万円以下の消費税免税事業者が、インボイス(消費税の適格請求書)がないことで排除しないと答弁された。市の公共施設を運営する指定管理者の場合はどうですか。

【総務部長】取引上優越的地位にあるものが免税事業者に対して一方的に取引条件を見直すとか、取引価格を据え置くなど適正に対応しない場合には、独占禁止法や下請法に反する場合がある。本市としては指定管理者のインボイス発行業者への移行について、取引先の免税事業者と十分に協議を行うよう指導していきたい。

【上田市議】道の駅メルヘンおやべで野菜や農産物加工品を販売している事業者はどうですか。

【総務部長】道の駅・農産物売り場については消費税の課税環境を調査中である。インボイスへの対応について指定管理者と協議を進めている。

国は課税事業者と免税事業者の取引について経過措置も設けている。免税事業者からの仕入れについて、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入れ税額控除できるとしている。本市としては免税事業者がインボイス発行事業者となるか否かを適切に判断できるように、ひきつづき市商工会などと連携しながら、インボイス制度の普及啓発をはじめ情報の周知に努めたい。

インボイス制度は中止を

【上田市議】指定管理者の費用の一部は、市が負担しているので、全く民間とは言えない。免税事業者が不利益をこうむらないようにして頂きたい。

フリーランスなど小規模事業者が廃業に追い込まれる恐れのある消費税インボイス制度を中止するよう国に求めてほしい。

市に抗議と中止要請

新婦人小矢部支部、小矢部平和委員会

小矢部市　自衛隊に18歳・22歳の個人情報を無断提供

3月9日夜のKNBの番組「news every」が、小矢部市など県内4自治体が18歳・22歳の住民基本台帳記載の4情報(氏名、住所、生年月日、性別)を自衛隊に提供していると報じ、「法令によらない利用を本人の許諾なく行っているのは望ましくない」との専門家のコメントを放送しました。富山県平和委員会が2019年に調査した際には、富山県ではゼロでした。

この放送を受けて、新婦人小矢部支部・谷口恭子代表他1名、小矢部平和委員会・堀内喜亨代表および共産党・上田由美子市議が3月16日、桜井市長あての「自衛隊員募集のための個人情報の無断提供に抗議し中止を求める要請書」を提出し、対応した市民課長に小矢部市の対応について説明を求め、懇談しました。

市民課長は、小矢部市は22年度に、初めて、紙媒体で(印刷物にして)、提供したと述べました。小矢部市の住民基本台帳条例では、必要に応じて「閲覧」すること(メモはとってもよい)は許可してきましたが、積極的に「提供」することはありませんでした。

新婦人の代表からは、「無断で個人情報を提供されて、市への信頼が壊された。こんなことはやめてほしい」と発言があり、小矢部平和委員会から「今年度の個人情報の無断提供について、その経緯を公表して、該当者には謝罪してほしい」と求めました。